

# 序章 平川市都市計画マスタープランとは

## 序－1 目的

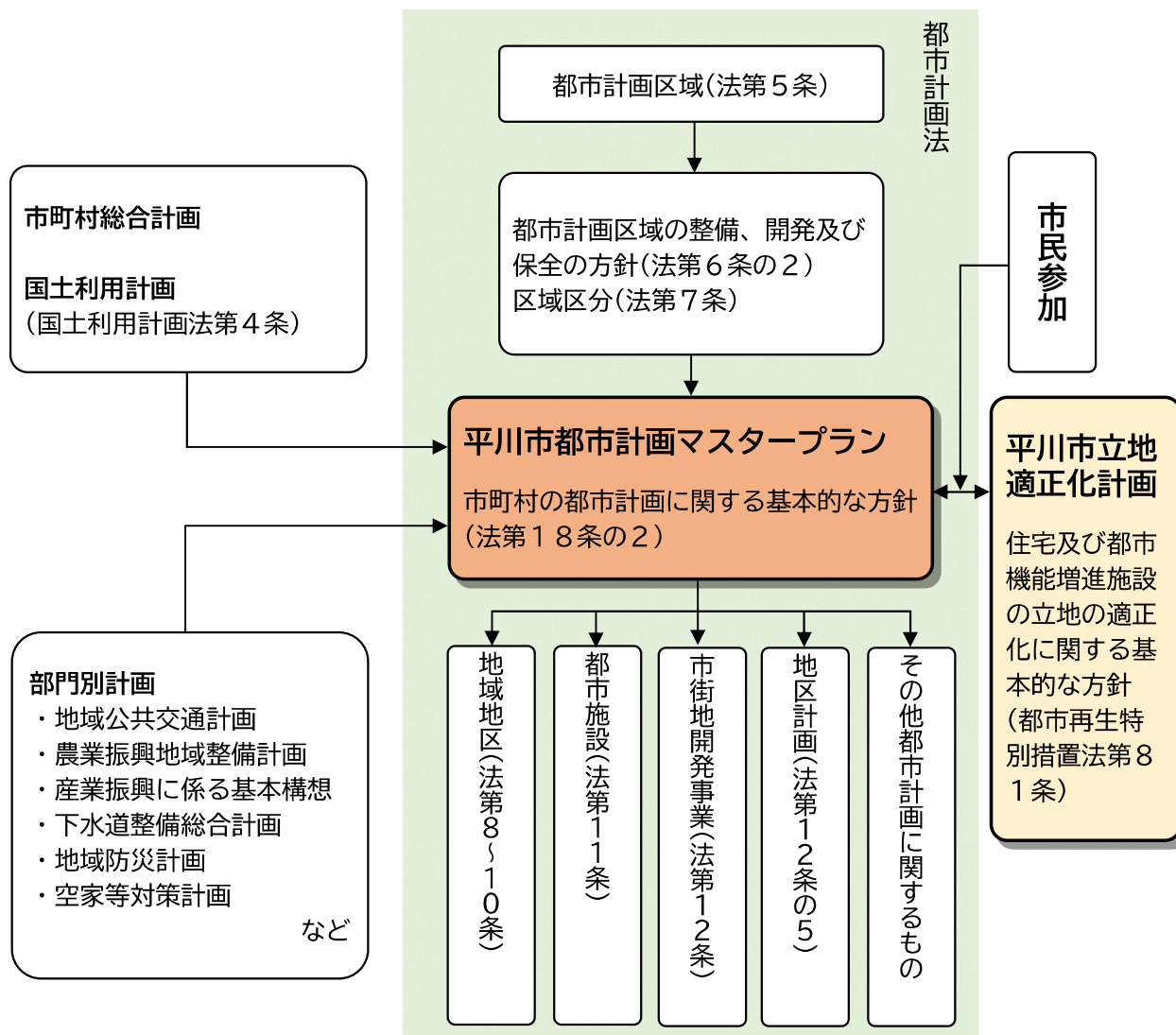
都市計画マスタープランとは、平成4年の都市計画法改正において、新たに位置づけられた都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、「市町村総合計画」や都道府県が広域的視点から都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める「都市計画区域マスタープラン」等の内容に即し、都市づくりの方向性を示すものです。

「平川市都市計画マスタープラン」は、本市が目指す将来都市像の実現に向けたまちづくりの基本方針であり、市民の意見を反映しながら地域特性に応じた将来都市像を明らかにし、その実現に向けた方策を示す指針となります。

「平川市都市計画マスタープラン」は平成22年3月に策定し、その後、人口の減少や急速に進む少子高齢化、高度情報化の進展、住民の価値観の多様化、国から地方への権限委譲等、本市を取り巻く社会・環境の変化の中で、策定から15年以上が経過しました。

そこで、現在の本市の特性や課題を捉えるとともに、青森県で策定している「都市計画区域マスタープラン」や市の上位計画に即しながら「平川市都市計画マスタープラン」の見直しを行い、これから概ね20年後の本市の目指すべき姿や市民にわかりやすいまちづくりの方針を示すことを目的とします。

図 都市計画における「平川市都市計画マスタープラン」の位置づけ



## 序－２ 役割

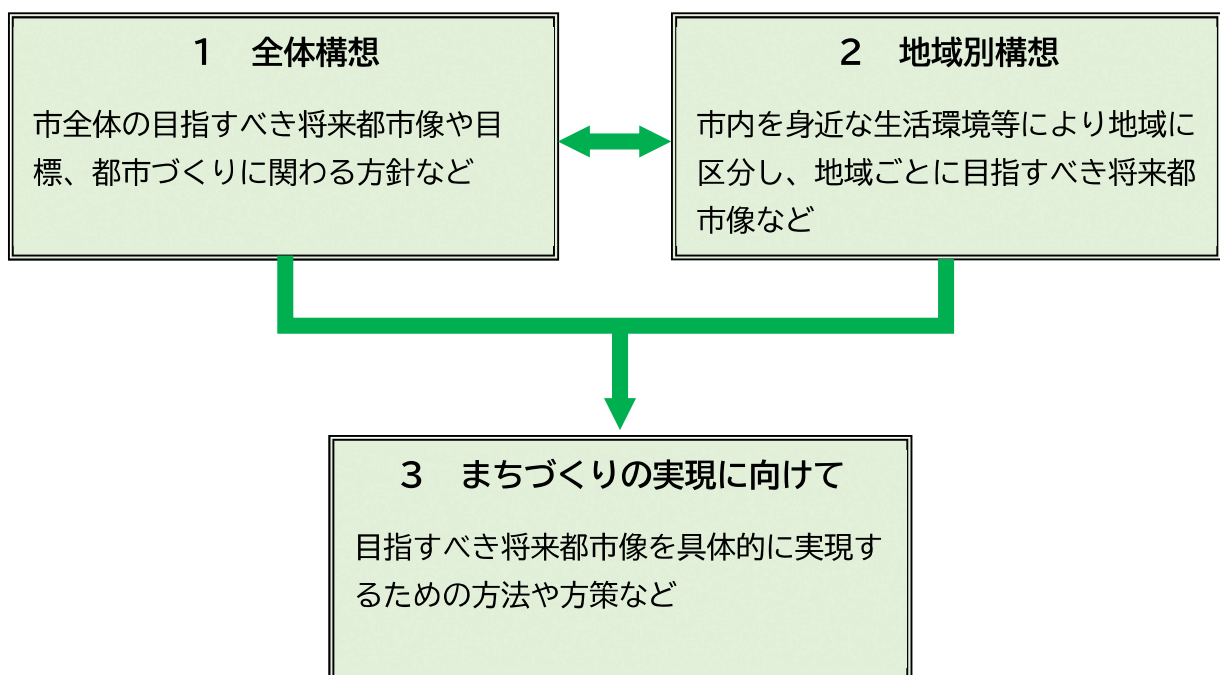
平川市都市計画マスタープランは、次の３項目に着目して策定します。

- ① 本市の目指すべき将来都市像を明確に示し、都市計画に対する市民の理解を深めます。
- ② まちづくりの基本的な整備方針を示すとともに、上位計画や他の施策との整合性・総合性を確保します。
- ③ 市民主体のまちづくりにより、市民のまちづくりに対する積極的な参加の気運を高め、今後のまちづくりの基本的な体系を作ります。

## 序－３ 構成

平川市都市計画マスタープランは、市全体の将来都市像を示す「全体構想」と、市内を身近な地域に区分し各々の将来都市像を示す「地域別構想」、及びそれらの構想を実現させるための「まちづくりの実現に向けて」で構成します。

図 平川市都市計画マスタープランの構成



## 序－４ 文章表現

平川市都市計画マスタープランでは、文章表現において、実施主体や計画の熟度に従った表現方法を用いています。表現方法によって、市民や事業者等と行政の役割分担等がわかるように整理しています。

表 文章表現一覧表

表現方法	実施主体	計画熟度
～目指します。 ～図ります。	・市が主体、市民や事業者と協働	・目標、方向性に関する事項
～育みます。	・市民と協働	
～進めます。 ～推進します。 ～取り組みます。 ～整備します。	・市が主体	・既に事業着手されている事項 ・優先的に取り組む事項 ・長期総合プランに位置づけられている事項
～努めます。	・市が主体	・目標達成に時間がかかるが、継続して取り組んでいく事項
～検討します。	・主体が決定していない	・目標の実現に向けて、庁内・関係機関・市民との協議・調整・検討が必要な事項
～誘導します。 ～促進します。	・市が市民や事業者の取り組みを誘導・促進	
～支援します。	・市が市民や事業者の活動を支援	
～働きかけます。	・市が国や県等に働きかける	

## 序－５ 策定体制

平川市都市計画マスタープランを策定するにあたり、市民の意見を反映した計画づくりができるよう、アンケート調査の実施等により市民意見の把握につとめながら、策定をすすめてきました。

また、庁内の調整組織として「平川市都市計画マスタープラン等庁内検討委員会」を設置するとともに、各種団体や様々な分野で活躍する市民の代表者からなる「平川市都市計画マスタープラン等策定委員会」を設置し、都市計画マスタープランを多角的な観点から検討してきました。

図 平川市都市計画マスタープランの策定体制

